

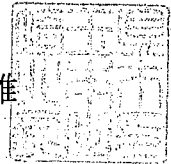
北本市告示第44号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を策定するので、同条第7項の規定により次のとおり公告し、地域計画の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、北本市に意見書を提出することができる。

令和8年3月19日

北本市長 三 宮 幸 雄



1 地域計画の区域

市内全域

2 縦覧場所

北本市役所市民経済部産業観光課

3 縦覧期間

令和8年3月23日から同年4月6日まで